

住宅貸付・災害貸付を借り受けている方へ 年末残高等証明書を交付します

住宅貸付等(災害貸付・特例災害貸付・在宅介護対応住宅貸付を含みます。)を借り受けている方で、所定の要件に該当する場合は住宅借入金等特別控除により所得税が軽減されます。

平成19年1月以降に住宅貸付等を借り受けている方へ「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を交付しますので、共済事務担当課よりお受け取りください。

平成19年1月から
平成30年12月までに
貸付を受けた方

年末調整用として令和元年11月中旬に送付します。
※令和元年12月末日現在の残高を証明するため、11月および12月の一部繰上償還は原則としてできません。

平成31年1月から
令和元年12月までに
貸付を受けた方

確定申告用として令和2年1月下旬に送付します。

【留意事項】

- 今まで控除対象となっていた貸付でも、一部繰上償還をしたことにより償還期間が10年未満となった場合は、減税対象とならないため証明書は交付しません。
- 控除対象となる方は、原則、平成19年1月1日以後に新築等の家屋に居住した方となります。
- 所定の要件などの詳細は国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】でご確認ください。

お問い合わせ先 福利厚生課(厚生係) TEL 029-301-1412

税務署からのお知らせ

「税を考える週間」

国税庁では、国民の皆様にも租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報施策を実施しています。

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組について紹介しているほか、ツイッターによる情報発信も行っています。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

